改正後	改正前
六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法第百四条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者	六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同法第百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学、農学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十五条　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員） **第十条**　（略） 2　（略） 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一～四　（略） 五　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 六～九　（略） 4・5　（略）	（職員） **第十条**　（略） 2　（略） 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一～四　（略） 五　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六～九　（略） 4・5　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令

賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次条第一号へ」を「次条第一号ト」に改める。

第五条第一号中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　法人番号

第十七条第一項中「保存し、調査の結果の原表を永久に」を「、調査票の内容が記録されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年」に改める。